

事 務 連 絡  
令和 5 年 3 月 31 日

都道府県、市、特別区水道行政担当部（局）  
厚生労働大臣認可水道事業者  
厚生労働大臣認可水道用水供給事業者  
国設置専用水道の設置者

担当者様

厚生労働省医薬・生活衛生局  
水道課水道水質管理室

水道用次亜塩素酸ナトリウムの取扱い等の手引き（Q&A）第2版について（情報提供）

厚生労働省では、令和3年度第1回水質基準逐次改正検討会において、水質基準項目の塩素酸について、基準値超過が発生している状況やその対応内容を議題として取り扱いました。塩素酸の増加を抑制するには、塩素消毒剤としての次亜塩素酸ナトリウムの適切な管理等が必要であることがあらためて確認されたところです。

今般、公益社団法人日本水道協会では、新たな知見等の加筆修正を行い、水道用次亜塩素酸ナトリウムの取扱い等の手引き（Q&A）の第2版をとりまとめられました。

下記URLにおいて、第2版が公開されていますので、お知らせします。

記

水道用次亜塩素酸ナトリウムの取扱い等の手引き（Q&A）第2版

URL [http://www.jwwa.or.jp/upfile/upload\\_file\\_20230323001.pdf](http://www.jwwa.or.jp/upfile/upload_file_20230323001.pdf)

**【担当】**

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課  
水道水質管理室 上島、渡邊  
メール：suishitsu@mhlw.go.jp